

## スタートアップ特化型情報収集プラットフォームの利用

スタートアップ特化型情報収集プラットフォームの利用について、以下の要領で公募に付す。

本件は、スタートアップの事業概要、資金調達、提携先、関連ニュースなどをワンストップで検索・閲覧、情報（リスト化されたデータ）の取得が可能となるサービスを利用する必要があるため、特定業者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

### 1 必要とするサービス等

次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) 自らが運営するWEBサイト上で提供されるサービスであること。
- (2) 次のいずれかに該当する企業が収録されていること。
  - (イ) ベンチャーキャピタル、事業会社、エンジェル投資家等から株式での資金調達を行っている、又は今後行う可能性がある未上場企業
  - (ロ) 株式での資金調達は行っていないが、新しい事業分野、新しいテクノロジー等で成長している未上場企業
- (3) 3名のユーザー数を登録することができること。
- (4) 検索可能な国内のスタートアップ 17,000 社以上、投資家情報 15,000 社以上、投資ラウンド 100,000 件以上、ファンド情報 2,500 本以上を有するサービスであること。
- (5) スタートアップの事業内容、基本情報（法人の正式名称、法人番号、代表者氏名、表示住所、会社HP、従業員数等）、人物情報、ラウンド情報、類似企業の情報が網羅されていること。
- (6) 最新ラウンド調達日、調達総額、調達後評価額、業種、技術やシリーズ情報など、スタートアップを検索・分析するための付加情報が蓄積されていること。
- (7) 企業リスト（先頭から 500 社まで/回、回数制限なし）、個別企業（1 ユーザーにつき 20 件/月、法人の正式名称、代表者氏名及び法人番号）、投資家ページの投資先情報及びファイナンスやM&Aに係る情報（1 回のダウンロードにつき最長 31 日分）がダウンロード機能により取得できること。
- (8) 導入後の利活用を促進させるオンボーディングプログラムを利用できること。
- (9) 導入後の疑問点等について、チャットやメール機能で質問できること。

### 2 契約期間

令和 4 年 8 月（予定）から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 3 参加者の資格

- (1) 令和 2 年 4 月以降に、政府系金融機関又は民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合又は生命保険会社をいう。）に対し、同様のサービスを 1 年以上継続して受託した実績があること。
- (2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 個人情報等管理体制が確立されていること。
- (4) 顧客サポート等管理体制（顧客からの苦情等に係る対応体制）が確立されていること。
- (5) JISQ27001（旧 ISMS 認証基準）、ISO/IEC27001 認証（国際標準）、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）プライバシーマークのうち、いずれかの認証を取得していること。
- (6) 次の条項に該当しない者であること。
  - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
  - ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間

を経過しない者

- (イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
- (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (10) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

#### 4 申込方法

参加を希望する者は、令和4年8月4日（木）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番5に示す書類を項番6の申込先に提出する。

#### 5 提出書類

参加資格があることを証明する書類

- (1) 法人登記簿謄本（申込期限前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））
- (2) 財務諸表（直近2期分）
- (3) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）
- (4) 充足証明書（別添2）
- (5) 適合証明書（別添3）
- (6) 個人情報等管理体制確認書（別添4）
- (7) 顧客サポート等管理体制図（別添5）
- (8) 誓約書（別添6）
- (9) 見積書（様式適宜）

（注）（1）、（2）及び（3）は、令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

#### 6 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

株式会社日本政策金融公庫管財部契約課

担当：堀口 恵梨

電話：03-3270-1552 FAX：03-3270-1411

#### 7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申込書等を持参した旨を伝えること。

郵送による場合は、簡易書留郵便により、申込期限必着で送付すること。

## 8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

令和 年 月 日

## 参加申込書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年7月20日付で公告した「スタートアップ特化型情報収集プラットフォームの利用」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

令和 年 月 日

## 充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

当社は、「スタートアップ特化型情報収集プラットフォームの利用」について、「1 必要とするサービス等」にある下記項目のすべてを満たす条件で履行することを保証します。

### 記

次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) 自らが運営するWEBサイト上で提供されるサービスであること。
- (2) 次のいずれかに該当する企業が収録されていること。
  - (イ) ベンチャーキャピタル、事業会社、エンジェル投資家等から株式での資金調達を行っている、又は今後行う可能性がある未上場企業
  - (ロ) 株式での資金調達は行っていないが、新しい事業分野、新しいテクノロジー等で成長している未上場企業
- (3) 3名のユーザー数を登録することができること。
- (4) 検索可能な国内のスタートアップ 17,000 社以上、投資家情報 15,000 社以上、投資ラウンド 100,000 件以上、ファンド情報 2,500 本以上を有するサービスであること。
- (5) スタートアップの事業内容、基本情報（法人の正式名称、法人番号、代表者氏名、表示住所、会社HP、従業員数等）、人物情報、ラウンド情報、類似企業の情報が網羅されていること。
- (6) 最新ラウンド調達日、調達総額、調達後評価額、業種、技術やシリーズ情報など、スタートアップを検索・分析するための付加情報が蓄積されていること。
- (7) 企業リスト（先頭から 500 社まで/回、回数制限なし）、個別企業（1ユーザーにつき 20 件/月、法人の正式名称、代表者氏名及び法人番号）、投資家ページの投資先情報及びファイナンスやM&Aに係る情報（1回のダウンロードにつき最長 31 日分）がダウンロード機能により取得できること。
- (8) 導入後の利活用を促進させるオンボーディングプログラムを利用できること。
- (9) 導入後の疑問点等について、チャットやメール機能で質問できること。

以上

## 適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

「3 参加者の資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
<p>令和2年4月以降に、政府系金融機関又は民間金融機関（銀行、信用金庫、信用組合又は生命保険会社をいう。）に対し、同様のサービスを1年以上継続して受託した実績があること。</p>	<p>【合否判断の根拠となる事由には、合否判断ができるように実施時期、契約先（契約先名はA銀行、B株式会社等の記載で可とする）、契約内容等を記載すること。】</p>
<p>JIS Q 27001（旧 ISMS 認証基準）、ISO/IEC27001 認証（国際標準）、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。</p>	<p>【認証の取得を証明できる証拠書類を添付すること。なお現在更新申請中の場合、その旨を証明できる証拠書類も添付すること。】</p> <p>取得の有無： 有 ・ 無 添付書類名：</p>



## 個人情報等管理体制確認書（記載例）

項目	内容
会社の概要	<p>会社名 株式会社〇〇〇〇</p> <p>代表者氏名 〇〇 〇〇</p> <p>従業員数 〇〇名</p> <p>所在地 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3</p> <p>概要</p> <p>(1) 沿革 昭和〇年〇月創業</p> <p>(2) 資本金 金 1 億円</p> <p>(3) 事業内容 情報通信業</p> <p>(4) その他 プライバシーマーク認証番号 〇〇〇〇</p>
受託業務の担当人員等	担当部署 金融担当第〇部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	個人情報等の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報等を取扱えないことを規定しています。また、個人情報等データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	担当部の部長が、個人情報等の取扱状況について年 1 回点検すること、監査委員会を設置し、監査委員長が年 1 回監査することを規定しています。
再委託（子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）に対する再委託を含み、再々委託以降の委託を含む。）に係る規定が整備されていること。	個人情報等の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 代表取締役 〇〇 〇〇】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	全従業員及び派遣職員から情報の非開示に係る誓約書を受けています。
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	<p>〇〇〇年〇月〇日、当社従業員が出張中に、顧客情報〇〇件を含むデータを収録した可搬性記録媒体（USB メモリ）の盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。</p> <p>事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p>
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	安全管理を推進するために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

【個人情報及び顧客情報を取り扱う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。
- ・個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・再委託に係る規定が整備されていること。
- ・取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。
- ・従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。
- ・個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。
- ・経営の健全性が認められること。

## 顧客サポート等管理体制図

調査項目	内 容
苦情等にかかる対応管理 責任者	
体 制 図	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

---



令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

## 誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「スタートアップ特化型情報収集プラットフォームの利用」に係る公募（令和4年7月20日付け公告）に関し、「3 参加者の資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

### 記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
  - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
  - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
    - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
    - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
    - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。

以上